第44回厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会

資料9

令和4年2月2日

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」 の最終評価について

- 1.「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」最終評価の検討の進め方 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価は、厚生科学審議 会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、 既に部会の下に設置されている歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 (別紙1)において、部会と連携しつつ、検討状況に応じて専門委員を追 加するなどして作業を進める。また、次期「歯科口腔保健の推進に関する 基本的事項」の策定に向けた検討についても、歯科口腔保健の推進に関す る専門委員会において行うことから、次期「歯科口腔保健の推進に関する 基本的事項」を検討するのにあたって必要な課題の整理も併せて行う。
- 2. 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」最終評価の方法 最終評価として、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の各目標に おける実績値や諸活動の成果の評価を行い、その上で、今後重要度が増 し、深刻化することが予測される課題などを見据えて取り組むべき施策を 整理し、次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定を行う。 (別紙2)
- 3.「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」最終評価のスケジュール 最終評価については、「健康日本 21 (第二次)」の最終評価と連携を図り ながら、2022 年の夏頃を目途に取りまとめることとする。(別紙3)

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健 の推進に関する専門委員会設置要綱

平 成 28 年 12 月 16 日 令和3年11月22日 一部改正 厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会了承

1. 目 的

歯科口腔保健の推進に関する法律が平成23年8月2日成立し、同月10日に公布、施行された。

平成24年7月23日には、同法に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(以下「基本的事項」という。)が策定された。基本的事項においては、策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、策定後10年を目途に最終評価を行い、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させることとされている。

歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、「基本的事項」の進捗を確認し、着実に推進するとともに、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定に向けた検討を行うことを目的として、 地域保健健康増進栄養部会に「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1)「基本的事項」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項
- (2) 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定に関する事項
- (3) その他「基本的事項」に策定された目標達成のための歯科口腔保健の推進に関する事項

3. 構 成

- (1) 専門委員会の委員は公衆衛生学や歯科保健に関する研究者、行政関係者等から構成すると し、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、 委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (2)委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則(平成23年10月14日地域 保健健康増進栄養部会長決定)第3条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故があるときは、専門委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を行う。

4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、 会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3)専門委員会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室において総括し、及び処理する。

(別紙)

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 委員名簿

令和3年11月22日時点 (敬称略·五十音順)

氏 名 所 属

^{まかもと} りぇ 岡本 理恵 名古屋市健康福祉局健康部健康増進課長

こまっぱら ゆうすけ 小松原 祐介 健康保険組合連合会組合サポート部長(保健担当)

芝田 登美子 三重県医療保健部鈴鹿保健所 所長

羽鳥 裕 公益社団法人日本医師会 常任理事

ふくだ ひでき 〇福田 英輝 国立保健医療科学院総括研究官

** けんじ 牧 憲司 公益社団法人日本小児歯科学会 理事長

چې ちょう しゅうこ 三浦 宏子 北海道医療大学歯学部保健衛生学分野 教授

みなくち しゅんすけ 水口 俊介 一般社団法人日本老年歯科医学会 理事長

森田 学 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科予防歯科学分野 教授

やました よしひさ 山下 喜久 一般社団法人日本口腔衛生学会 副理事長

やまもと ひでき 山本 秀樹 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事

ました なおみ 吉田 直美 公益社団法人日本歯科衛生士会 会長

〇:委員長

令和3年12月10日	資料 2
第7回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	(一部改変)

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価の方法について(案)

<基本的考え方>

目標に対する実績値や取組の評価を行うとともに、その評価を通して実績値の動き等について"見える化・魅せる化"する工夫を行う。また国、地方公共団体、団体等の諸活動の成果について整理・評価する。

これらの評価結果をもとに、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価を行うとともに、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項策定に向けて検討の視点や方向性について整理する。

1. 目標の評価

目標の評価は、各具体的指標(別添1)の評価を行い、その評価結果に基づき行う。

2. 具体的指標に対する実績値の評価

様式1(別添2)を用いて、各具体的指標における目標値に対する実績値の評価を 行う。また、様式2(別添2)を用いて、具体的指標の評価及び総括、関連する取組 の整理、各具体的指標の評価を踏まえた目標全体の状況、今後の課題について整理す る。

(1) 具体的指標に対する実績値の評価方法について(別添2:様式1)

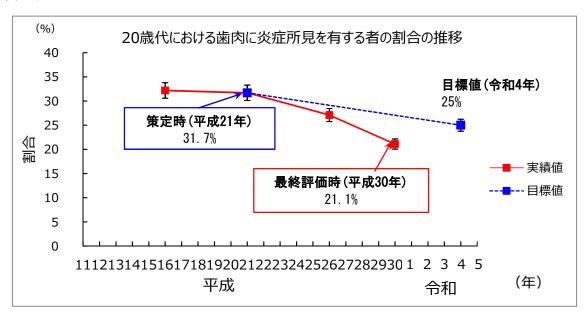
各具体的指標(19 指標)について、計画策定時(又は中間評価時)の値と直近の値を比較し、分析上の課題や関連する調査・研究のデータの動向も踏まえ、目標値に対する数値の動きについて、分析・評価を行う。

① 直近値に係るデータ分析

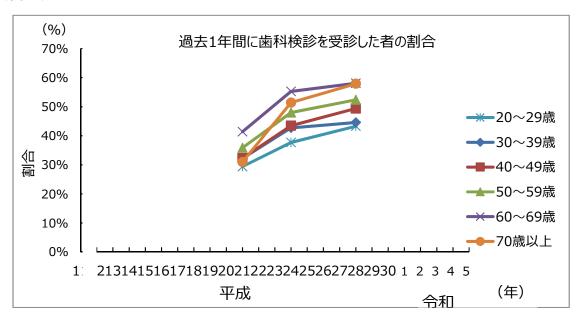
- ・直近値が、目標値に対してどのような動きになっているか分析する。有意差検定 を行った場合は結果を様式1に記載する。
- ・計画策定時のベースライン値と直近値の比較に当たっては、可能なものについては有意差検定を実施し、その際、数値の変化がわかる図を合わせて作成する(様式2に添付)。データソースが国民健康・栄養調査又は歯科疾患実態調査である場合は、ベースラインの調査実施人数で年齢調整した値で有意差検定を行う。
- ・目標値に対する実績値の動きについて、目標とする値が一定程度の抑制を図ることを予測して設定されている場合等は、目標値への到達に向けて現状値の動きがわかるような図とする(以下の例 1「20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の推移」参照)。その際、有意差検定を実施するとともに図の現状値に95%(片側検定の場合は90%)信頼区間を示すエラーバーをつける。

・全体の値だけではなく、性、年齢、地域別等で値に差がみられるものは、それら の特徴を踏まえた分析を行う。(例2参照)

(例1)



(例2)

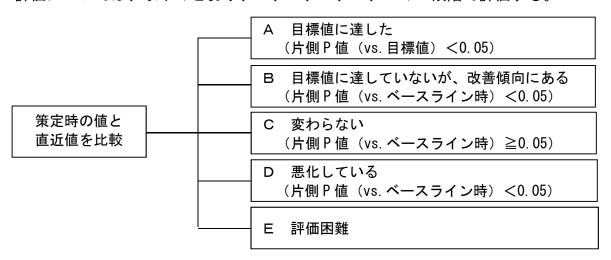


② 調査・データ分析に係る課題

- ・ベースラインから指標や目標値が変更になっている具体的指標や、直近の指標の データが把握できない具体的指標等に関しては、代替となる指標や調査結果等を 用いて分析を行う。
- ・各具体的指標の評価に当たっては、関連する調査・研究等の動向も補助的に活用する。

③ 分析に基づく評価

- 直近の実績値が目標値に達したか、達していないかを記載する。
- ・目標値に達していない具体的指標については、目標値に向けて改善したか、不変 又は悪化したか等を簡潔に記載する。
- ・現時点で目標値に達していないが改善している具体的指標については、目標値の 到達に向けて予測される値の動きと比較して、順調に推移しているか等の具体を 記述する。
- 評価については、以下のとおり、A、B、C、D、Eの5段階で評価する。



- ※「B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある」のうち、設定した目標年度までに目標に達しそうなものを「B」、目標達成が危ぶまれるものを「B*」として評価する。(指標の評価に当たっては直近値がベースライン値と目標値を結んだ線の上か下かで判定する。)
 - ・目標の評価に関しては、まず各具体的指標に関してA, B, C, D, Eの5段階で評価する。そのうえで、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点と換算して平均を算出し(小数点以下五捨六入、Eは除く。)、目標全体としても5段階で評価する。

※平均の算出:具体的指標の評価の合計/具体的指標の数=目標の評価 (例)(評価は説明用の仮想判定です)

別表第2 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

→目標の評価: C

- (1) 乳幼児期及び学齢期
 - ①3歳児での不正咬合等が認められる者の割合の減少

→具体的指標の評価: B

- (2) 成人期及び高齢期
 - (1)60 歳代における咀嚼両後者の割合の増加

→具体的指標の評価: C

※平均の算出:(B+C)/2指標=(4+3)/2=3:C

- ・目標全体の評価としても、設定した目標年度までに目標に達しそうなもの(目標年度にAとなりそうなもの)を「B」、目標達成が危ぶまれるもの(目標年度にBとなりそうなもの)「B*」として評価する。
 - (例) $A+B \rightarrow B$ 標年度にA+Aで全体としてAになる見込み → A+B*→ B 標年度にA+Bで全体としてB になる見込み → B* と評価
- (2) 関連する取組状況を踏まえた分析と今後の課題の整理について (別添2:様式2)
- ① 目標ごとに具体的指標の評価状況をまとめる。
- ・あわせて、具体的指標の状況を示す図を作成する。
- ② 関連する取組に関しては、以下の点に留意して整理を行う。
- ・各具体的指標に係る取組、目標全体に係る取組、その他関連する取組について記載する。
- ・具体の取組については、どの程度拡がったか等の評価を行う。
- ・取組の全体像や重要な取組、特徴的な取組について、"見える化"して整理する。
- ③ 各具体的指標の評価に係る分析及び目標全体としての評価
- ・実施した取組について、具体的指標の改善や悪化等の状況との関連を分析する。
- ・現時点で目標値に達していない数値目標に関して、具体的にどういうことに取り 組めば目標値が達成できたかについての整理を行う。
- 各具体的指標の評価結果を踏まえ、目標全体としての評価も記載する。
- ④ 今後の課題については、以下の点に留意して整理を行う。
- ・上記分析結果等から、現行の具体的指標の妥当性の検討、今後充実・強化すべき 取組の整理を行う。
- ・充実・強化すべき取組を行うに当たって必要となる研究の整理を行う。
- ・今後重要になると予測される課題や要因について、現状把握が必要なもの、特に 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項策定に向けて新たに必要なデータが あれば言及する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の課題
- ・新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けていると想定される具体的指標においては、新型コロナウイルス感染症流行後の指標のデータ(入手可能な場合)や、 関連する調査・研究結果等を踏まえ、今後の課題として新型コロナウイルス感染症の影響に言及する。

3. 諸活動の成果

国、地方公共団体、団体等の取組(成果)の評価を行う。

- (1)歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の計画期間中に行われた国、地方公共団体、企業・団体の特徴的な取組を整理する。
 - ・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に関連する主な施策の整理 (歯科保健医療ビジョン等)
 - ・団体・学会等の取組の整理
- (2) 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題を把握するため、 都道府県、市町村の歯科口腔保健の推進に関する取組状況を把握する。
- 4. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価と次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題

各目標及び諸活動の成果の評価を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価を行うとともに、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題を整理する。

(1) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価 目標に対する実績値の評価や関連する取組の整理、諸活動の成果の評価も踏まえ、 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価を行う。

- (2) 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題
- (1)の評価を踏まえ、歯科口腔保健の推進を取り巻く技術的進歩や社会的変化、制度の変更等も考慮して、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項策定に向けて 検討の視点や方向性について整理する。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 目標一覧

別表第一 歯科疾患の予防における目標

(1)乳幼児期

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 2歩旧でる針のない老の割みの増加	77.1%	83.0%		90%		厚生労働省実施状況調べ
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	平成 21 年	平成 27 年		令和4年度		(3歳児歯科健康診査)

(2)学齢期

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 12 歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	64.5%		65%		文部科学省「学校保健統計調
1 12 成先とり触めない自め割占の増加	平成 23 年	平成 28 年		令和4年度		査」
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見	25.1%	19.8%		20%		厚生労働省「歯科疾患実態調
を有する者の割合の減少	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度		査」

(3)成人期(妊産婦である期間を含む。)

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 20 歳代における歯肉に炎症所見を有す	31.7%	27.1%		25%		厚生労働省「国民健康・栄養調
る者の割合の減少	平成 21 年	平成 26 年		令和4年度		査」
② 40 歳代における進行した歯周炎を有す	37.3%	44.7%		25%		厚生労働省「歯科疾患実態調
る者の割合の減少	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度		査」
③ 40 歳の未処置歯を有する者の割合の減	40.3%	35.1%		25%		厚生労働省「歯科疾患実態調
少	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度		査」
④ 40 歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	73.4%		75%		厚生労働省「歯科疾患実態調
40 成で安大圏のない名の割合の増加	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度		査」

(4)高齢期

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 60 歳の未処置歯を有する者の割合の減	37.6%	34.4%		10%		厚生労働省「歯科疾患実態
少	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度		調査」
② 60 歳代における進行した歯周炎を有す	54.7%	62.0%		45%		厚生労働省「歯科疾患実態
る者の割合の減少	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度		調査」
③ 60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者	60.2%	74.4%		70%	80%	厚生労働省「歯科疾患実態
の割合の増加	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度	令和4年度	調査」
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者	25.0%	51.2%		50%	60%	厚生労働省「歯科疾患実態
の割合の増加	平成 17 年	平成 28 年		令和4年度	令和4年度	調査」

別表第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

(1)乳幼児期及び学齢期

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の	12.3%	12.3%		10%		厚生労働省実施状況調べ
割合の減少	平成 21 年	平成 27 年		令和4年度		(3歳児歯科健康診査)

(2) 成人期及び高齢期

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増	73.4%	72.6%		80%		厚生労働省「国民健康・栄養調
加	平成 21 年	平成 27 年		令和4年度		査」

別表第三 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

(1) 障害者・障害児

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 障害者支援施設及び障害児入所施設で	66.9%	62.9%		90%		E + 쓰티지쓰바미ㅠㅠ
の定期的な歯科検診実施率の増加	平成 23 年	平成 28 年		令和4年度		厚生労働科学特別研究

(2)要介護高齢者

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施	19.2%	19.0%		50%		E 구 % EL 전 뜻 다 미 TE C
設での定期的な歯科検診実施率の増加	平成 23 年	平成 28 年		令和4年度		厚生労働科学特別研究

別表第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

具体的指標	策定時の ベースライン値	中間評価	最終評価 (直近値)	目標値	(変更後)目標値	データソース
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割	34.1%	52.9%		65%		厚生労働省「国民健康・栄養調
合の増加	平成 21 年	平成 28 年		令和4年度		査」
② 3歳児でう蝕がない者の割合が 80%以	6都道府県	26 都道府県		23 都道府県	47 都道府県	厚生労働省実施状況調べ
上である都道府県の増加	平成 21 年	平成 27 年		令和4年度	令和4年度	(3歳児歯科健康診査)
③ 12 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満	7都道府県	28 都道府県		28 都道府県	47 都道府県	文部科学省「学校保健統計調
である都道府県の増加	平成 23 年	平成 28 年		令和4年度	令和4年度	査」
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制	26 都道府県	43 都道府県		36 都道府県	47 都道府県	原
定している都道府県の増加	平成 24 年	平成 29 年		令和4年度	令和4年度	厚生労働省歯科保健課調べ

(様式1)

(様式1)								
E	標	歯科疾患の予防にお	ける目標					
具体的	的指標	策定時の ベースライン	中間評価	最終評価	目標値	(変更後) 目標値		価 k終)
(4) 0.3 # IP - 7.5 M		77.1%	83.0%		90%			
(1)(1)3	のない者の割合の増加	平成21年	平成27年		令和4年度			
(2)①12歳児でう蝕	他のない者の割合の増	54.6%	64.5%		65%			
חל		平成23年	平成28年		令和4年度		1	
(2)②中学生・高校	生における歯肉に炎症	25.1%	19.8%		20%			
所見を有する者の割合	の減少	平成17年	平成28年		令和4年度			
(3) ①20歳代におけ	ける歯肉に炎症所見を	31.7%	27.1%		25%			
有する者の割合の減少		平成21年	平成26年		令和4年度			
(3) ②40歳代におけ	ける進行した 歯周炎を	37.3%	44.7%		25%			
有する者の割合の減少		平成17年	平成28年		令和4年度			
(3) ③40歳の未処置	量歯を有する者の割合	40.3%	35.1%		10%			
の減少		平成17年	平成28年		令和4年度			
(3)④40歳で喪失歯 加	面のない者の割合の増	54.1% 平成17年	73.4% 平成28年	 	75% 令和 4 年度			
(4)①60歳の未処置 の減少	遺歯を有する者の割合	37.6% 平成17年	34.4% 平成28年		10.0% 令和4年度			
(4) ②60歳代におけ	ける進行した 歯周炎を	54.7%	62.0%		45%			
有する者の割合の減少		平成17年	平成28年		令和4年度			
(4)③60歳で24歯以	以上の自分の歯を有す	60.2%	74.4%		70%	80%		
る者の割合の増加		平成17年	平成28年		令和4年度	令和4年度		
(4) ④80歳で20歯り る者の割合の増加	以上の自分の歯を有す	25.0%	51.2%		50%	60%		
		平成17年	平成28年		令和4年度	令和4年度	総合評価	総合評価
							(中間)	(最終)
	調査名	厚生労働省実施状況調べ	(3歳児歯科健康診査)	、厚生労働省「地域保健	・健康増進事業報告」(平成26年度以降)		
(1) ①3歳児でう蝕	設問		議報告」第3章 市区町 関等へ委託した受診実人	「村編 第14表 市区 員−受診結果別人員,都	町村が実施した幼児の歯 道府県-指定都市・特別		a 2 改善しているが、	評価 ※トレンド検定の
のない者の割合の増加	算出方法	(受診実人員-受診結果	!・むし歯のある人員)/st	受診実人員			目標を達成してい ない	結果を明記すべき 時はここに記載
	算出方法 (計算式)	(1009633-231669) /1009633	(995003-168802) /995003	(897016-106724) /897016				
	調査名	文部科学省「学校保健統	計調査」	<u>r </u>				
(2)①12歳児でう蝕	設問	年齢別 疾病・異常被患	3率等				a 2	評価
のない者の割合の増加	算出方法	100 (%) 一むし歯(う	蝕)のある者の割合				. 改善しているが、 目標を達成してい	※トレンド検定の 結果を明記すべき
	算出方法 (計算式)	100-45.38	100-35.52	100-29.44			ない	時はここに記載
	調査名	厚生労働省「国民健康・栄養調査」						
	設問	77表を特別集計	73表	79表-2			a 2	評価
(2)①12歳児でう蝕 のない者の割合の増加	算出方法	「歯ぐきが腫れている」、「歯を磨いた時に血が出る」のいずれかに該当する者の割合	「歯肉の炎症あり」の割合	「歯肉の炎症あり」の割合			改善しているが、 目標を達成してい ない	※トレンド検定の 結果を明記すべき 時はここに記載
	算出方法 (計算式)							
	備考		•					
		l						

分析	■
調査・データ分析上の 課題	・ベースラインから指標や目標値が変更になっている項目、直近のデータが把握できない指標等についてコメント ・上記の場合の代替データ・代替指標の分析 ・関係する調査・研究の動向等を補助的に活用した場合は記載 ・その他課題があれば記載
分析に基づく評価	・目標を達成したか達成していないかをふまえて、AまたはA以外を判定(検定結果を問わない) ・ベースラインと直近値の比較をふまえ、B/C/Dを判定(改善している/変わらない/悪化している)を記載 ・検定した場合は片側P値 <0.05でBまたはDと判定 ・検定を行わない指標の場合は、相対的に5%の増加または減少でBまたはDとする ・B(改善している)は、目標年度までに目標を達成しそうかどうかを記載(BorB*の判定)(グラフの目標に向けた青点線の上か下か) ・項目や指標が複数あるものに関しては、平均点を算出し、総合評価をつける

(目標名) 歯科疾患の予防

1 具体的指標の評価状況

目標における具体的指標の評価状況を集約

評価					
Α	A 目標値に達した				
В	B 現時点で目標値に達していないが、改善している				
		B* Bの中で目標年度までに	(内)		
		目標到達が危ぶまれるもの	(۲9)		
С	C 変わらない				
D) 悪化している				
Е	E 中間評価時に新たに設定した指標				
又は把握方法が異なるため評価が困難					

具体的指標	評価
<乳幼児期>	
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	
<学齢期>	
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	
<成人期>	
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	
<高齢期>	
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	

■ 具体的指標それぞれの評価状況及び総括 ※具体的指標の状況を示すグラフを添付 ※具体的指標間の関連を示す図を添付 (※要因分析や領域全体としての評価は3 に記載)

2	関連する取組 <目標に係る取組> ○・・・・・・ ○・・・・・・		各具体的指標や、目標に係る取組 その他関連する取組 等を列記 取組の"見える化"のために整理した資料を添付 (取組の全体像、その中の特徴的な取組について、構 造がわかるように整理)
3	各具体的指標項目の評価に係る要因分析及び目標全	体と	しての評価
	く具体的指標の評価の要因分析と目標全体としての評	価>	
4	○······○······今後の課題	•	各具体的指標について、それぞれ、関連する取組の 状況なども踏まえ、具体的指標の達成状況(達成し たか、達成できなかったか)の原因を分析 各具体的指標の評価を踏まえ目標全体の評価も記載
•	<目標に係る課題> ○······ ○······	4	1~3の分析結果等から充実・強化すべき取組を整理 今後必要となる研究の整理 次期基本的事項策定に向けて新たに必要なデータ等 についても言及
<u>5</u>	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の課題	夏	
く 耆	参考文献・URL>		
7 -	·····		
	O••••••		
	() • • • • • • •		

令和3年12月10日	資料 1 - 3	
第7回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	貝科1一3	

歯科口腔保健の推進に関する専門委員会

最終評価のスケジュール(案)

- 第7回 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会(2021年12月10日)
 - (1) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価について
 - (2) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価の方法について
 - (3) 各項目の評価について①
- 第8、9回 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会(2022年1月~2月頃)
 - (1) 各項目の評価について②、③
- 第 10 回 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会(2022 年4月頃)
 - (1) 総合評価について
 - (2)「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 最終評価報告書案」について
- ●第 18 回健康日本 21(第二次)推進専門委員会(2022 年5月頃)
 - (1)各領域の評価について: 歯・口腔の健康
 - (2)「健康日本 21(第二次)最終評価(案)」取りまとめ
- 第 11 回 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会(令和4年6月頃)
 - (1)「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 最終評価(案)」取りまとめ
- ■2022 年7月頃:厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 (「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 最終評価(案)」の報告)